

第 10 回秦荘町・愛知川町合併研究会会議録

日時：平成 15 年（2003 年）10 月 29 日（水）午後 2 時から午後 2 時 57 分まで

場所：愛知川町役場 第 3 会議室

出席者

委員

秦荘町：上田太治副会長、上林貞委員、林正司委員、中村忠夫委員、水野清文委員、
宇野昌弘委員、廣田進委員、小泉勇一委員、高橋正夫委員、村西作雄委員、
西川博司委員、

愛知川町：平元真会長、森隆一副会長、久保田九右衛門委員、藤田進委員、西川昌夫委
員、辻野彰男委員、竹中秀夫委員、石部稔英委員、青木信吉委員、姓農明彦
委員、杉本幸雄委員、徳田義一委員、

オブザーバー：村木一夫議会事務局長、山岡勇市議会事務局長

事務局：細江新市事務局長、天野孝志事務局次長、北川孝司計画推進班長、藤居祐司総
務調整班長補佐、北川三津夫計画推進班長補佐

欠席者：北川眞道副会長

1. 開会あいさつ

細江局長　皆さん、こんにちは。皆さん方には大変ご多用の中ご出席いただきまして、
誠にありがとうございます。秦荘町さんの方から新聞報道をされましたけれども、
北川町長さんが軽い脳梗塞のため一昨日から入院されました。約 1 ヶ月程度治療に
専念されるということになりましたので、欠席でございます。

それでは、各委員の皆さまがお揃いいただきましたので、ただいまから第 10 回
秦荘町・愛知川町合併研究会を始めさせていただきます。

最初に、平元会長からごあいさつをいただきます。

平元会長　皆さん、こんにちは。先ほど事務局からごあいさつを申し上げておりますと
おり、今日は第 10 回秦荘町・愛知川町合併研究会のお願いを申し上げましたところ、
皆さま方には月末何かとご多用の中ご出席をいただいております、誠にありがと
うございます。昨日より衆議院の総選挙が告示されまして、特に議員の皆さま方
にはいろいろとご多用の中繰り合わせご出席をいただきましたこと、重ねてお礼申し
上げたいと思います。

また、私事でございますが、先般 10 月 19 日に執行されました町長選挙におき
まして、皆さま方の大変力強いご支援をいただいて、引き続き就任させていただき

ました。どうか今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の会議につきましては、先般第9回研究会におきまして、事務局提案ということでスケジュール等についてご提案申し上げまして、そして委員の皆さんからのいろいろなご意見を拝聴させていただく中で、ご提案申し上げました事務局案、スケジュール案でございますが、これのご了承をいただきまして、そのように進めてまいりたいと思っているわけでございますが、とりわけ今回の第10回をもって研究会を発展的に解散させていただき、そして11月7日、両町の議会でご了承いただきまして臨時議会を開催させていただいて、そして法定協議会に関する議案をご提案いただき、ご審議をさせていただくといった運びになっているわけでございます。その点につきましても併せてよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、本日の会議につきましては、報告案件が1件、ご提案する議案につきましては6号議案から10号議案までの5件、そして協議事項につきましては4件、また、その他ということでご提案申し上げながら、ご意見を拝聴させていただきながらご審議をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、冒頭のごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

2．報告案件

細江局長 ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきたいと思います。報告案件ということで1件あげさせていただいております。

秦荘町・愛知川町合併研究会活動報告書ということで、今ほど会長からごあいさつがございましたように、この10回の合併研究会をもって、合併協議会へ移行させていただくということでございます。今回で解散ということで、今まで当研究会でいろいろと検討をしていただきました。その概要について、活動報告書ということで1冊にまとめさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、目次ということで、 から まで分けてまとめさせていただいております。ほとんどが今まで合併研究会なり、あるいは講演会、そういう行事と研究会だよりで情報の提供をさせていただきましたけれども、すべて網羅させていただいて1冊にまとめさせていただいたものでございます。どうぞまたご覧いただきたいということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次に会議録署名委員の指名ということで、会長から指名いただきまして、進行をよろしくお願いいたします。

3．会議録署名委員の指名

4. 議事

平元議長　それでは、本日第10回合併研究会の会議録署名委員さんの指名をさせていただきます。藤田進委員さん、高橋正夫委員さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

初めに、「議案第6号 秦荘町・愛知川町合併協議会規約（案）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

細江局長　それでは、議案の説明に入らせていただきます。この議案につきましては、前回の第9回合併研究会におきまして説明させていただきました。今回、第10回研究会に議案ということで最終確認をいただくということであげさせていただきます。内容につきまして説明させていただきます。

1ページでございます。「議案第6号 秦荘町・愛知川町合併協議会規約（案）」でございます。

第1条については、設置の規定でございます。秦荘町および愛知川町（以下「2町」という。）は、地方自治法第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

第2条は、名称ということで、この協議会の名称は、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

第3条は、協議会の事務でございます。協議会は、次に掲げる事務を行う。（1）2町の合併に関する協議、（2）2町の合併に伴う新町建設計画の作成、（3）前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項、以上でございます。

第4条につきましては協議会の事務所の位置、第5条につきましては組織、第6条は会長および副会長についてでございます。

第7条は、委員の構成でございます。委員は、次の者をもって充てる。（1）2町の議会の議員各6名、（2）2町の長が協議して定めた学識経験を有する者17名以内、ということでございます。

第8条は会長および副会長の職務、第9条は会議でございます。

2ページをお願いいたします。第10条は会議の運営、第11条は関係職員等の出席でございます。

第12条は小委員会についてでございます。協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる、というものでございます。

第13条は附属機関でございます。協議会は、新町建設計画を策定するため、附属機関を置くことができる、というものでございます。

第14条が、幹事会および専門部会、第15条が事務局の規定でございます。

第16条は経費の負担でございます。協議会の経費は、2町が均等に負担するもの

とする、ということでございます。

第 17 条は財務に関する事項でございます。

第 18 条は監査でございます。協議会の出納の監査は、会長が 2 町の代表監査委員各 1 名に委嘱して行う、というものでございます。

3 ページに移りまして、第 19 条は報酬および費用弁償、第 20 条は協議会解散の場合の措置、第 21 条は委任ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

平元議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。辻野委員。

辻野委員 第 7 条の委員についてですけれども、(2) 2 町の長が協議して定めた学識経験を有する者 17 名以内というのは、秦荘町・愛知川町は均等ではないということですね。各町 17 名という解釈なのか、両町で 17 名という解釈なのか。

細江局長 前回にも説明させていただきましたので、細かくは省略させていただきました。申し訳ございません。17 名のうち両町各 8 名ずつということでございます。残り 1 名につきましては、滋賀県湖東地域振興局長に入っていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

辻野委員 それでは、今度の合併特例法の中では、自主的な市町村合併を促進していくのだということがうたわれているのですが、各町、議員の中から 6 名、学識経験者 8 名というのは、もう少し枠を広げた中でいろいろと議論していただいたらどうかとは私は思うわけですが、その点はいかがですか。

細江局長 会長・副会長を入れまして、全部で 31 名という人数でございます。他の合併協議会の人数、あるいは 2 町での今後の合併協議会の協議の進め方等を考えますと、30 名程度ぐらいがちょうどいい数かなと思っております。今まで研究会も 10 回を重ねてまいりまして、同じ程度ぐらいの人数が妥当かなということで、この人数を設けさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

辻野委員 それでは、各町 8 名ずつ、そして振興局長ということですが、各町 8 名を選任される中で、学識経験を有する者と書いてございますが、できれば公平的と言うか、全般的にいろいろな人 8 名を選んでいただきたいということを要望しておきますので、よろしくお願いします。

平元議長 ほかにございませんか。藤田委員。

藤田委員 第 20 条で、協議会解散の場合の措置ですが、これはあくまでも措置ということで、2 町の議会にその監査報告をしなければならないということでもありますけれども、合併協議会での監査報告は、決算月が定められておりますか、その辺をひとつお願いいたします。

細江局長 第 20 条の解散の措置の関係のご質問をいただきました。決算の監査等について、普通の場合ですと 9 月の議会等で決算のご審議をいただいているわけでございます。ここに書いてあるとおりでございますので、それ以外に途中で解散となった場

合については、その時をもって打ち切るということでございます。ここに書いておりますとおり、その意見を附けて議会の認定に付されるとこととでございますので、よろしくお願いいたします。

藤田委員 20 条の措置はそれで理解できるのですけれども、合併協議会の途中の決算月は何月になさるのかとお聞きしているのです。

細江局長 あとの議案第 10 号に秦荘町・愛知川町合併協議会の財務規定の議案をあげさせていただいております。13 ページの一番上に、第 8 条としてあげさせていただいております。会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製するというところとでございます。そのあと協議会の会議の認定に付さなければならないということとでございますので、よろしくお願いいたします。

平元議長 ほかにございませんか。

全員 なし。

平元議長 ないようでございますので、これで質疑を打ち切らせていただきます。

議案第 6 号につきましては、ご承知いただいておりますとおり、先般決定いただきました各町の臨時議会にご提案申し上げる議決案件でございます。本日は確認事項ということにさせていただきたいと思っております。

先ほど事務局から説明をいただき、また委員の皆さんからご質疑をいただきました案件につきまして、協議原案としてご提案申し上げたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 ありがとうございます。それでは、議案第 6 号につきましては、この案をもって各町の臨時議会にご提案申し上げたいと思います。

それでは、次に「議案第 7 号 秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程(案)について」「議案第 8 号 秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程(案)について」「議案第 9 号 秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程(案)について」「議案第 10 号 秦荘町・愛知川町合併協議会財務規程(案)について」を一括議題といたしたいと思えます。事務局の説明をお願いいたします。

細江局長 議案第 7 号から第 10 号まで、一括説明をさせていただきたいと思えます。

今ほど会長から説明がございましたように、臨時議会におきまして合併協議会の設置議決をいただきましたら、合併協議会事務局では事務を進めさせていただくわけでございますが、それに先立ちまして、第 1 回合併協議会で会議を進めさせていただいて、規約等また報告させていただくわけでございます。ここにあがっております 7 号から 10 号につきましても、規程ということで、報告案件ということになっております。あらかじめ確認をしていただきたいということで、7 号から順番に説明させていただきます。

これにつきましても、既に両町の全員協議会、また前回の合併研究会におきまし

て説明をさせていただいておりますので、概略のみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 ページ、「議案第 7 号 秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程(案)」でございます。第 1 条は趣旨でございます。この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第 14 条第 3 項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条は所掌事務でございます。幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議または調整するものとする。2 項は、前項に規定するもののほか、2 町の合併に必要な事項について、協議または調整するものとする。

第 3 条は組織でございます。

第 4 条は幹事でございます。幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる、ということで、このページの下に別表(第 4 条関係)であがっております。両町の助役、教育長、総務課長、地域振興課長・政策調整課長の 8 名でございます。

第 5 条は、幹事長および副幹事長、第 6 条が会議、第 7 条が報告、第 8 条が庶務、第 9 条が委任ということでございます。

次に、5 ページの「議案第 8 号 秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程(案)」でございます。

第 1 条は趣旨ということで、この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第 14 条第 3 項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会の専門部会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条は所掌事務でございます。専門部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、規約第 3 条各号に掲げる事項について、専門的に協議または調整を行うものとする。

第 3 条は組織でございます。専門部会は、企画総務部会、住民福祉部会、産業建設部会および教育部会の 4 部会とし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって組織する、ということで、次の 6 ページに別表(第 3 条関係)で 4 部会に所属いたします各職名をあげさせていただいております。

第 4 条につきましては役員、第 5 条は役員の職務、第 6 条は会議、第 7 条は報告、第 8 条は庶務ということで、第 9 条につきましては委任でございます。

それから、次に 7 ページの「議案第 9 号 秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程(案)」でございます。

第 1 条は趣旨で、この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第 15 条第 3 項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条は、所掌事務でございます。協議会の事務局は、次に掲げる事項を所掌する。(1)協議会の会議に関すること、(2)協議会の協議資料の作成に関すること、(3)協議会の広報および公聴に関すること、(4)協議会の庶務に関すること、(5)

その他協議会の運営に関し必要な事項、ということでございます。

第3条は組織および分掌事務、第4条は職員、第5条は職員の職務でございます。

第6条は会長の決裁事項、第7条は専決事項ということでございます。

8ページへ移りまして、第8条は代決、第9条は文書の取扱い、第10条は公印の取扱い、第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等、第13条が委任ということでございます。

9ページは、別表第1ということで、分掌事務をあげさせていただきました。11ページは様式でございます。

次に、12ページの「議案第10号 秦荘町・愛知川町合併協議会財務規程(案)」でございます。

第1条は趣旨ということで、この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第17条の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会の財務に関し必要な事項を定めるものとする、ということでございます。

第2条は歳入歳出予算、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出予算の款等の区分、第5条は出納および現金の保管、第6条は協議会出納員、第7条は予算の流用および充用、第8条は決算でございます。第9条は収入および支出の手続、第10条は委任でございます。

別表につきましては、歳入予算の款、項および目の区分、歳出予算の款、項および目の区分でございます。

14ページ以降につきましては、それぞれ出納に関わります様式をあげさせていただいております。よろしくお願いいたします。

平元議長 ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

全員 なし。

平元議長 質疑はないようでございますので、これより採決に入ります。

まず、「議案第7号 秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程(案)」について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 第7号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、「議案第8号 秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程(案)」について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 ご異議なしと認めます。議案第8号につきましても、原案どおり承認されました。

「議案第9号 秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程(案)」について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 議案第9号につきましても、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして「議案第10号 秦荘町・愛知川町合併協議会財務規程(案)」について、
原案どおり承認することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 ご異議なしと認めまして、議案第10号につきましても原案どおり承認されました。ありがとうございました。

5. 協議事項

平元議長 それでは、協議事項に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

細江局長 協議事項に入らせていただきます。まず最初に、平成15年度秦荘町・愛知川町合併協議会事業計画(案)ということであげさせていただいております。これにつきましては第1回の合併協議会において再度提案させていただくことになっております。お手元の事業計画(案)につきまして説明させていただきます。

1. 協議会・会議の開催ということで、協議会の開催につきましては、原則毎月1回、第4木曜日に開催させていただきますが、必要に応じて随時開催させていただきます。基本項目および協定項目の協議、決定ということでございます。各種会議の開催につきましては、幹事会、専門部会、分科会を随時開催させていただきます。それから、小委員会を必要に応じて開催させていただくということでございます。

2. 新町建設計画の策定につきましては、附属機関としまして新町建設計画策定委員会を設けまして、その開催でございます。新町の将来ビジョンをつくっていくためのまちづくりアンケート調査の実施をさせていただきます。それから、新町建設計画の素案を策定していただいて、合併協議会へあげさせていただくということでございます。

3. 住民意向の把握ということで、まちづくりアンケート調査の実施および合併協議会だよりにハガキを付けさせていただいて、また、ホームページ・Eメール等によりまして、住民の意見等を把握させていただくということでございます。

4. 事務事業の統合ということで、事務事業の統合に向けた調整、条例、規則等例規の統合、電算システムの統合、でございます。

5. 合併情報の提供につきましては、協議会だよりの発行、原則として毎月発行させていただく、ホームページの開設を新たに立ち上げさせていただくということでございます。以上でございます。

続きまして、平成15年度秦荘町・愛知川町合併協議会会計予算(案)でございます。この予算(案)につきましては、歳入につきまして負担金があがっております。

先ほど会長からお話ございましたように、１１月７日に合併協議会の設置の議決をいただきましたら、併せまして追加議案として、両町のそれぞれ一般会計補正予算でもって合併協議会の負担金をあげていただくことになっております。その関係上、歳入歳出につきまして概略説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１ページに、平成１５年度秦荘町・愛知川町合併協議会会計予算として、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,256,000 円と定めさせていただきました。

第２条につきましては、債務負担行為ということで、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第２表債務負担行為」による、ということであげさせていただいております。

債務負担につきましては、３ページにあがっております。新町建設計画策定業務委託ということで、平成１５年度から１６年度まで、限度額につきましては平成１６年度 3,000,000 円ということで、債務負担行為をあげさせていただいております。

歳入歳出の詳細につきましては、５ページをお開きいただきたいと思います。

町負担金は２町均等負担で 6,054,000 円、計 12,108,000 円を計上させていただきました。

県補助金 1,146,000 円につきましては、滋賀県市町村合併検討事業費補助金でございます。補助対象事業費 5,000,000 円の３分の１の補助金でございます。既に研究会の方で 520,000 円補助金を受けておりますので、その差額 1,146,000 円をあげさせていただきます。

預金利子が 1,000 円、雑入が 1,000 円ということでございます。

次に、６ページからは歳出でございます。６ページは運営費を計上させていただいております。

報酬 728,000 円につきましては、協議会の開催を５回予定いたしております。それから、小委員会の委員報酬ということで、小委員会につきましては６回の開催予定でそれぞれ計上いたしております。

需用費の食糧費 41,000 円につきましては、１１回分の会議のお茶代でございます。

委託料につきましては、会議録作成の業務委託ということで、協議会５回、小委員会６回、計 11 回分をあげさせていただいております。

使用料および賃借料につきましては、協議会音響設備の借上料で、協議会の５回分だけ計上させていただいております。

旅費の 103,000 円は、事務局職員の出張費でございます。

需用費の消耗品費 500,000 円は、消耗品でございます。印刷製本費 189,000 円は、合併協議会の封筒の印刷でございます。燃料代 11,000 円につきましては、公用車の

借上料でございます。

役務費の通信運搬費 82,000 円につきましては、郵便切手代でございます。

使用料および賃借料 870,000 円は、コピー機の使用料が 840,000 円と有料道路通行料 30,000 円でございます。

工事請負費 179,000 円につきましては、電話機増設工事費でございます。

7 ページは、事業費ということであげさせていただいております。

報酬 640,000 円につきましては、新町建設計画策定委員会を 5 回開催する予定であげさせていただいております。

報償費 9,000 円につきましては、分科会を設けておりますのと、先進地視察研修先手みやげ代でございます。

旅費 142,000 円につきましては、先進地研修職員出張旅費としてあげさせていただいております。

需用費 633,000 円、うち印刷製本費 620,000 円につきましては、町名募集のチラシの作成、町名募集のポスターの印刷、新町建設計画住民アンケートの送付用あるいは返送用の封筒の分でございます。食糧費については、新町建設計画策定委員会の 5 回のお茶代でございます。

役務費は 1,091,000 円、うち手数料 67,000 円につきましては、策定委員公募のチラシの新聞折込料、町名募集のチラシの折込料の手数料でございます。通信運搬費 1,024,000 円は、住民アンケートの送付用・返送用の切手代、町名募集のハガキの返送用の切手代、それから、合併協議会だよりにハガキを付けさせていただき意見をいただく関係の料金でございます。

委託料 6,870,000 円ということで、新町建設計画等策定業務で 3,000,000 円予定いたしております。条例等調査、統合業務ということで、今年度につきましては調査業務が主でございます。1,500,000 円を予定いたしております。ホームページの開設および更新の業務は 900,000 円でございます。協議会だよりの発行業務が 1,281,000 円、策定委員会会議録作成は 5 回分で 189,000 円ということでございます。

使用料および賃借料 263,000 円は、策定委員会 5 回分の音響設備借上料でございます。

予備費は 87,000 円でございます。

以上でございます。

平元議長 ありがとうございました。

ただいま事業計画(案)および予算(案)についてのご説明を申し上げました。これにつきまして何かご質疑はございませんか。中村委員。

中村委員 県の補助金は 15 年でいくらもらっているのですか。

細江局長 520,000 円です。先ほど申し上げましたように、5,000,000 円の 3 分の 1 ということで、1,666,000 円になります。既に 520,000 円いただいておりますので、差引

1,146,000 円の補助金でございます。

中村委員 それは、合併に関して早くやった方が県の補助も多いのですか。それから、大きな区域での合併と 2 町合併では、額の差はあるのですか。

細江局長 市町村合併検討事業費補助金につきましては、一研究会あるいは一合併協議会に 5,000,000 円と決まっております。規模は関係なく同じ額です。

中村委員 法定協議会でないと補助金の交付を受けられないのですか。

細江局長 研究会あるいは合併協議会を通してですので、研究会でそのままずっといてもいただけます。途中で移行しても、全部通して 5,000,000 円ということです。

中村委員 国の補助金はいくらですか。

細江局長 国の補助金についても 5,000,000 円ですけれども、これについては研究会や合併協議会の会計にではなくて、それぞれの市町に 5,000,000 円補助されます。

平元議長 ほかにございませんか。辻野委員。

辻野委員 そうすると、各年度 5,000,000 円の 3 分の 1 が補助金ですか。16 年度はまた 16 年度でいただけるのですか。

細江局長 通してです。

平元議長 ほかにございませんか。

全員 なし。

平元議長 ありがとうございます。ご質疑はないようでございますので、それではこの事業計画(案)、予算(案)につきましても、本日は確認ということでご了承をいただいたと考えております。これを各議会にご提案申し上げてご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、先ほど事務局長から申し上げましたが、負担金の補正につきましては、各町の負担金についての補正予算としてご審議をいただくということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、次に 今後の日程について、ならびに 秦荘町・愛知川町合併研究会会計決算処理について、ご説明いたします。

細江局長 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

今回提案させていただきました案件につきまして、すべてご確認をいただきまして、ありがとうございました。そこで、先ほど来申し上げておりますように、秦荘町・愛知川町合併協議会の設置議決をお願いさせていただく臨時議会の開催についてでございますけれども、冒頭、会長からもお話がございましたように、昨日また一昨日の両町の議会全員協議会におきまして既に決定いただいております。11月7日(金)、午前8時半からは愛知川町で、午後1時半からは秦荘町におきまして臨時議会をお願いすることになっております。大変ご多用の中と存じますが、格段のご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、両町の臨時議会におきまして設置の議決をいただきましたら、同日午後4

時から両町の町長、議長の出席をいただきまして、事務局前に看板の設置と記者会見を予定させていただいております。秦荘町につきましては助役さんが代理出席ということで、よろしくお願い申し上げます。

次に、ここまで終えましたら、第1回の合併協議会の開催でございますけれども、毎月第4木曜日という原則でございます。11月27日午後1時半から、第1回合併協議会を愛知川町役場2階大会議室で開催させていただく予定をいたしておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、秦荘町・愛知川町合併研究会会計決算処理についてご協議をいただきたいと思います。

当研究会の会計決算処理の方法でありますけれども、先ほどお願いいたしました臨時議会におきまして、合併協議会の議決をいただきましたら、11月7日をもって合併研究会の会計を締め切らせていただきます。しかし、支払いの関係等の事務が残りますので、出納整理が終わり次第、監査委員の決算監査をお願いいたしまして、その結果につきましては、皆さん方に文書で後ほど報告をさせていただくということで、一連の事務手続きにつきましては、当研究会の会長にご一任をお願いしたいと思います。

なお、会計に残金が生じた場合につきましては、2分させていただいて、両町にそれぞれ返還させていただくことにしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

平元議長 ありがとうございます。

それではまず、今後の日程につきましては、先ほど事務局長からご報告申し上げました案件につきましては、既にご決定をいただいているわけでございますが、これについてはよろしゅうございますね。

全員 異議なし。

平元議長 ありがとうございます。

それでは、秦荘町・愛知川町合併研究会会計決算処理について、ご説明を申し上げましたが、これにつきましてご質問はございませんか。

全員 なし。

平元議長 ないようでございますので、先ほどご説明申し上げておりますとおり、11月7日に議決をいただきましたら、11月7日で会計を締めさせていただいて、支払い等の出納整理期間を要しますので、その後監査委員さんの監査を経てご報告させていただくという、こういう一連の事務につきましては会長に一任していただくということで、ご承認をいただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますね。

全員 異議なし。

平元議長 ありがとうございました。

それでは、5. 協議事項につきましては終わらせていただきます。

6. その他

平元議長　それでは、6. その他につきまして、事務局から説明を申し上げます。

細江局長　その他ということで、2件ございます。

合併研究会の次第の後ろから2枚目、20ページでございますけれども、前回の合併研究会におきまして藤田委員からご質問をいただいております「会議録に掲載しない事項」ということでございます。秦荘町・愛知川町合併協議会会議運営申し合わせ事項(案)の「5 会議録に掲載しない事項」に、会議録には、議長が取消しを命じた発言および自己の発言を議長の許可を得て取消した場合、取消した発言は掲載しない、ということで追加させていただきました。この内容につきましては、第1回合併協議会において決定いただくということになっております。とりあえずそういうふうに直させていただきましたので、ご報告させていただきます。

もう1件につきましては、一番最後の21ページに付けさせていただいております、合併協議会の協議調整においてよく言われております「合併の基本5項目」につきまして、概略の説明を次長からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

天野次長　次長の天野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、21ページをご覧いただきたいと思います。今回、参考資料といたしまして、「合併基本5項目について」ということで用意させていただきました。簡単に説明させていただきます。

まず、法定の合併協議会はどういうことをするのかということを述べさせていただいております。合併特例法第3条に明記されているわけでございますが、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成ということで、市町村建設計画と呼んでいるものでございまして、合併した場合の新しいまちづくりの計画、いわばマスタープラン的なものを作成していくということ。2つ目は、その他市町村の合併に関する協議ということで、住民負担や各種行政サービスにつきまして、合併するとしたらどのように一元化・統合化していくかにつきまして、協議をしていただくことになります。

その他市町村の合併に関する協議ということで、現在2町で行っております約1,500項目にのぼる事務事業につきまして、大きな項目として20～30の項目に分けて、それを協定項目と言いまして、法定協議会で協議していくということになります。しかしながら、約1,500のすべての事務事業につきまして法定協議会で協議するものではなく、住民生活に深くかわりのある項目について協議していくということになります。

その協定項目の例示をその下に書かせていただいております。大きく分けまして

3つに分かれまして、基本的な協議事項ということで、合併の方式、期日、新町の名称、事務所の位置、財産債務の取扱い、いわゆる基本5項目と呼ばれているものでございます。

合併特例法に定める協議事項ということで、議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、以上が合併特例法で定められている協議事項でございます。

その他必要な協議事項ということで、特別職の身分の取扱い等から、介護保険事業の取扱い、各種事務事業の取扱い等々、いろいろな項目があります。

このような項目につきまして法定協議会で協議していただきまして、最終的に合併協定書というものをとりまとめていくということになります。

その中で 基本的な協議事項、いわゆる基本5項目について、その下に簡単に書かせていただいております。基本5項目についてということで、合併の方式、合併の期日、新町の名称、事務所の位置、財産債務の取扱いの項目につきましては、基本5項目と呼ばれておりまして、市町村合併を協議していく上で最も基本的な事柄であるということで、地方自治体の存立に関わる非常に重要な事項とも言える項目でございまして、他の合併協議会でも協議に長時間を要したり、協議が難航して決着がつけにくい項目であると言われております。

その下に事務局案として書かせていただいたのですが、あくまで事務局内部で考えている案ということで、実際は今後法定協議会が立ち上がりまして後は、法定協議会の委員の皆さんで協議していただくことになります。簡単に説明させていただきます。

まず、合併の方式というのは、新設合併と編入合併の2つの方式のどちらにするのかということで、その後の協議の土台をなす項目と言えらと思います。新設合併につきましては、既存の市町村を廃止して新しい市町村を設置するという方式でございまして、対等合併とも言われております。編入合併とは、既存の市町村を他の市町村に編入するという方式でありまして、吸収合併とも言われております。事務局としましては、2町を廃止して、その区域をもって新しい町を設置する新設合併が望ましいのではないかと考えております。

合併の期日につきましては、いつ合併するかということでございまして、前回の研究会でもご承認いただきましたとおり、平成17年2月を目標として、具体的な日にちにつきましては別途協議していただくのが望ましいのではないかと思います。

新町の名称につきましては、新町の名前についてということでございます。他の先進の協議会と同様に、公募により案を募集して、小委員会を設けてそこで候補名の選定を行った後、協議会に諮って決定していくというのが望ましいのではないかと考えているところでございます。

新町の事務所の位置につきましては、新町の役場の位置、庁舎の利用方法をどう

いうふうにするのかということでございますが、法定協議会までに十分検討していきたいと考えているところでございます。

財産および債務の取扱いにつきましては、合併前の市町村が持っていました土地・建物、債務などにつきまして、合併する場合にはどのように取り扱うのかということを協議していくということで、市町村合併におきましては、合併後の市町村の一体性の確保という観点から、合併前の市町村が所有していた財産・債務につきましては、先進事例を見させていただきましても、すべて新しい市町村に帰属させるというのが原則的な考え方だと思っております。ということから、2町の所有する財産および債務につきましては、すべて新町に引き継いでいくのが望ましいのではないかと考えているところでございます。

以上、基本5項目につきまして簡単に説明させていただきましたが、先ほど申しましたとおり、事務局案ということで、あくまで現時点での事務局内部で考えたものということでございます。今後、2町の議会で法定協議会の設置の議決が得られましたならば、再度十分検討した上で法定協議会に提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

平元議長 ありがとうございました。

今、事務局から、その他の案件で2件申し上げました。いずれにいたしましても、先ほど申し上げておりますとおり、法定協議会の中で十分にご審議をいただく重要な案件でございますので、本日は報告に代えさせていただきたいと思います。事務局案としては、以上の案件がその他でございます。委員の皆さまから何かございませんでしょうか。

全員 なし。

平元議長 ないようでございますので、本日の会議はこれで、協議事項あるいはご審議をいただく案件につきましては終了させていただきます。ありがとうございました。

7．閉会あいさつ

細江局長 どうもありがとうございました。法定協議会設置前の大変重要な案件につきましてご確認をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、森副会長からごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

森副会長 閉会にあたりまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

本来なら北川副会長があいさつをするべきところですが、病気入院中ということで欠席でありますので、代わりまして私があいさつさせていただきます。

本日は、第1回から第10回までの合併研究会に、いろいろな角度から研究あるいは協議をしていただきまして、本当にありがとうございました。これからは協議

会に移っていくわけですが、今後もいろいろな意味でいろいろな協議をしていただかなければならないと思います。ひとつよろしくご協力のほどをお願いいたしまして、小さくてもきらりと光るまちづくりをしていくために、あるいはこれから次世代の方たちに本当にいいまちを誇るための礎になっていきたいと思いますので、ひとつよろしくご協力のほどお願いいたしまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

細江局長 ありがとうございました。